

一般的な臭い対策

昭和46年に悪臭防止法が制定。

(第1条)この法律は工場またはその他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

○特定悪臭物質(アンモニア、硫化水素等22種類)は「機器測定法」

○その他物質は、臭気判定士とパネラーによる「嗅覚測定法」

悪臭は検知
閾値が低い

混合臭気

市販のセンサーで
は測定出来ない

万能な消臭剤は
ない

工場またはその他事業場⇒法律による罰則規定。
輸送環境⇒規定無し。業界全体で品質を守るしかない